

第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

2-1. 海士町の自然特性及び地域特性

(1) 位置

本町は、島根半島の北東約44～80kmの地点に散在する隠岐群島のうち島前諸島の中の一主島「中ノ島」の全域である。



図2-1 海士町位置図

(2) 気象

年間を通じて、海洋性気候が著しい。対馬暖流の影響で、夏涼冬暖の比較的恵まれた環境である。しかし、冬季は北西の季節風が強いため外海に面する地域は波浪が激しく、海岸が大きな侵食を受ける。また、この強い季節風は本州の連絡船の欠航や、漁船の遭難を招くなどの悪条件となっている。

(3) 地勢

島の東北から西南に縦走する山脈があり、山脈の北西部は平坦な水田地帯と丘陵が多い。東南部は外海に面し、一般に平地に乏しく傾斜が急である。山は海士山脈中に唯山(226.5m)、高峯山(203.9m)、金光寺山(120m)があるが、一般に山脈の稜線は緩やかである。島の北西端にそびえる家督山(246.2m)は急峻であって本島の標高を示している。川は諏訪湾に注ぐ諏訪川、境川があるが源流を神崎川に発する流水は乏しく僅かに灌漑の用に供される程度のものである。

(4) 地形・地質概要

対象地域は隠岐諸島のうち島前の一角をなす中ノ島である。隠岐諸島は、島根半島の北方約40~70 kmの日本海南部に位置している。隠岐諸島は、遅くとも前期中新世の後期に開始した日本海形成にともなう地形の高まりと考えられており、新生代に噴出した火山岩によってその大部分が構成される。島前は島後から11 km離れてその南西に集まる西ノ島、中ノ島、知夫里島の3つの島から構成される。その形成は、中央火口丘とカルデラを囲む外輪山とからなる火山体が、海進によってカルデラ部分が海中に没し、外輪山の一部が失われたため、内海を取り囲む3つの島として地上に姿を現しているものである。その規模は東西24 km、南北18 kmである。3つの島に取り囲まれる島前の内海は約50k m²の広さを持ち、最大水深は55mとなっている。島前は、低山性の山地からなり、山地は外海側に緩傾斜、内海側に比較的急傾斜した斜面を持つ。山地は北北西-南南東と東北東-西南西の2つの方向に発達し、海岸線の出入りもそれらに平行なものが多い。河川の発達は一般に顕著ではない。このうち、中ノ島は、他の2島よりも地形の浸食(開析)が進んでおり、北半部には丘陵と沖積平野が北東-南西方向に広がっている。島の東北部から南西部にかけては北東-南西方向に山地が続くが、南西部では主稜線から東南東方向に稜線と谷が伸びている。中ノ島を構成する地層は、古いものから、新第三紀後期中新世の外輪山、後期鮮新世の知々井岬層および宇受賀玄武岩であり、これらを第四紀更新世~完新世の未固結土が被覆する。次頁の地質図に示すように中ノ島の大部分を外輪山下部の粗面玄武岩-粗面安山岩熔岩(Sm)、外輪山上部の粗面岩溶岩及び貫入岩(記号:Smt, Sft)、宇受賀玄武岩のアルカリかんらん石玄武岩(U1, Ua, Ut)が占める。

2-2. 地震の災害履歴

(1) 全国において近年発生した大規模地震

我が国において、近年発生している地震被害を下表にまとめたものである。近い将来、地震発生のおそれが懸念されている東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外においても、地震被害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表 2-1 全国における近年の地震災害

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード)	被害の大きさ
1995年1月17日 (平成7年)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者 6,434 人 負傷者 43,792 人 住宅被害 639,686 棟など
2000年10月6日 (平成12年)	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人 住宅被害 22,080 棟など
2001年3月24日 (平成13年)	芸予地震	6.7	死者 2 人 負傷者 289 人 住宅被害 42,019 棟など
2003年7月26日 (平成15年)	宮城県北部地震	6.4	負傷者 677 人 住宅被害 5,085 棟など
2003年9月26日 (平成15年)	十勝沖地震	8.0	死者 1 人 負傷者 849 人 住宅被害 484 棟など
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県西方沖地震	7.0	死者 1 人 負傷者 1,087 人 住宅被害 377 棟など
2008年6月14日 (平成20年)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 13 人 負傷者 448 人 住宅被害 1,180 棟など

(2) 海士町近辺（島根県近辺）で発生した主な地震

表 2 - 2 海士町近辺（島根県近辺）における近年の地震災害

発生年月日	名 称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被 害 状 況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年 6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年 3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年 5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年 9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月 6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2004年 3月24日	芸予地震	6.7	文教施設 9 棟、社会福祉施設 3 棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災対策編）（平成18年 6 月）

(3) 海士町での地震災害

①昭和 58 年日本海中部地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 152 棟、同床下浸水 279 棟、耕地冠水 29ha、漁船被害 305 隻、橋梁被害 1 箇所、人災世帯 152 世帯、人災者数 496 人の被害があった。

②平成 5 年北海道南西沖地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 5 棟、同床下浸水 78 棟、漁船被害 98 隻等の被害があった。

(4) 海士町における他の災害履歴・・・海士町地域防災計画より

①平成3年9月

台風17号が隠岐地方に短時間の強雨に伴う日量236mmの豪雨で河川の氾濫などの被害をもたらした。また、同月末の27日夜半ごろ来襲した台風19号は最低気圧966.1hp、最大風速28.5m/s、最大瞬間風速56.5m/s（松江气象台）という記録的な台風で本町はこれまで例を見ない大きな被害を受けた。

②平成16年8月

台風15号の影響で、床下浸水5棟、床上浸水1棟の高潮被害が発生した。

③平成16年9月

大型な台風18号が午前9時30分ごろから隠岐地方を風速25mの暴風域に巻き込み午後5時ごろ最も接近し、西郷で最大瞬間風速55.8m/sを観測した。この台風は日中の通過であり、人的被害は無かったものの、家屋の損壊をはじめ、倒木による生活関連道路の不通、公共施設関連、漁協施設関連の破損等多大の被害をもたらした。また塩害による送電不良で、島前管内全域が一日から二日間にわたり停電となり、大型台風の爪痕は住民の生活に大変な影響を及ぼした。

2-3. 海士町付近で想定される地震の規模

(1) 地域防災計画（震災編）による被害想定

「島根県地震被害想定調査」（平成9年3月）で想定された県内4箇所での震源断層位置図を下図に、概要を下表に示す。海士町においては松江南方を震源とする地震がもっとも揺れが大きいと想定されており、その他の県内で起きると想定されている地震においても、少なからず影響がある。

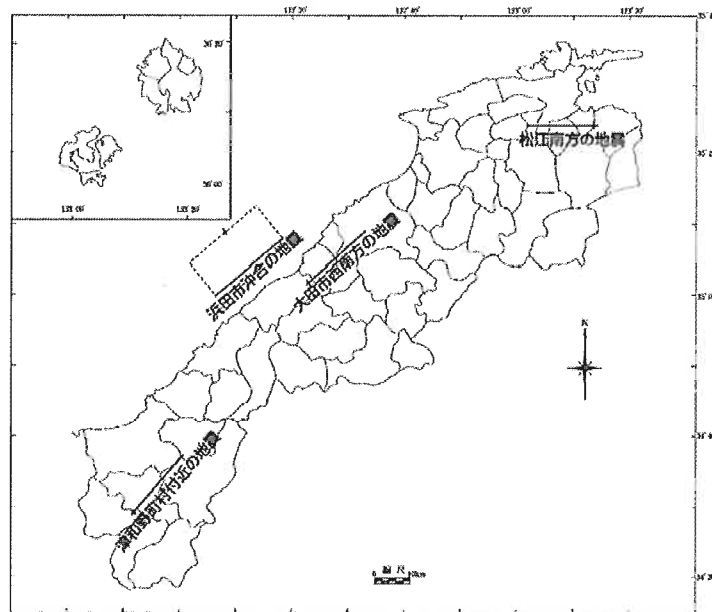


図2-3 震源断層位置図
島根県地域防災計画（震災編）

表2-3 島根県内の想定される地震

想定地震	根拠又は断層名	断層系長さ (km)	規模 (マグニチュード)
松江南方 (県東部)	歴史地震 地震活動	20	7
大田市西南方 (県中東部)	大森-三子山断層 地震活動	20	7
浜田市沖合 (県中西部)	浜田地震 海底地震	23	7.1
津和野町付近 (県西部)	津和野地震 地震活動・地形までの走向	20	7

島根県地域防災計画（震災編）

以下に想定地震（県内4箇所）における震源分布を示す。4箇所それぞれで地震が起きた場合、海士町に与える影響は震度4以下であった。

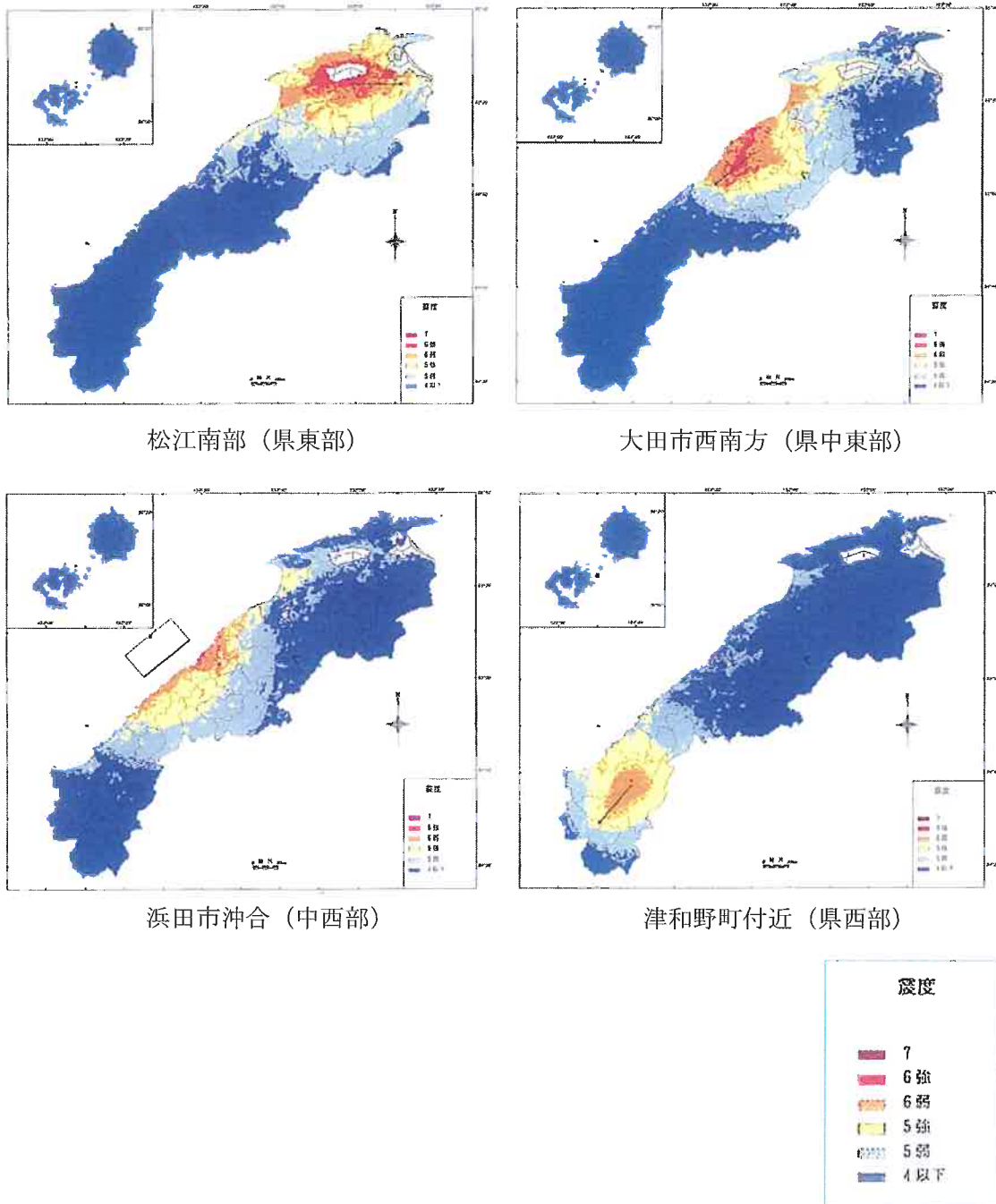


図2-4 震度分布図
島根県地域防災計画（震災編）

表 2-4 震度別による人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁震度階級関連解説表

(2) 構造別耐震化マップによる危険家屋の想定

地震によって引き起こされる建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊等の様々なものがあるが、その中で火災被害、人的被害等の直接的な原因のうちの主要因である建物被害に着目しこれをマップとして示したものである。マップは構造別、建築年次別に50mメッシュで色分けしたものであり、昭和56年以降に施行された新構造基準により家屋の耐震化が行われているか否かを、エリアごとに把握するためのものである。

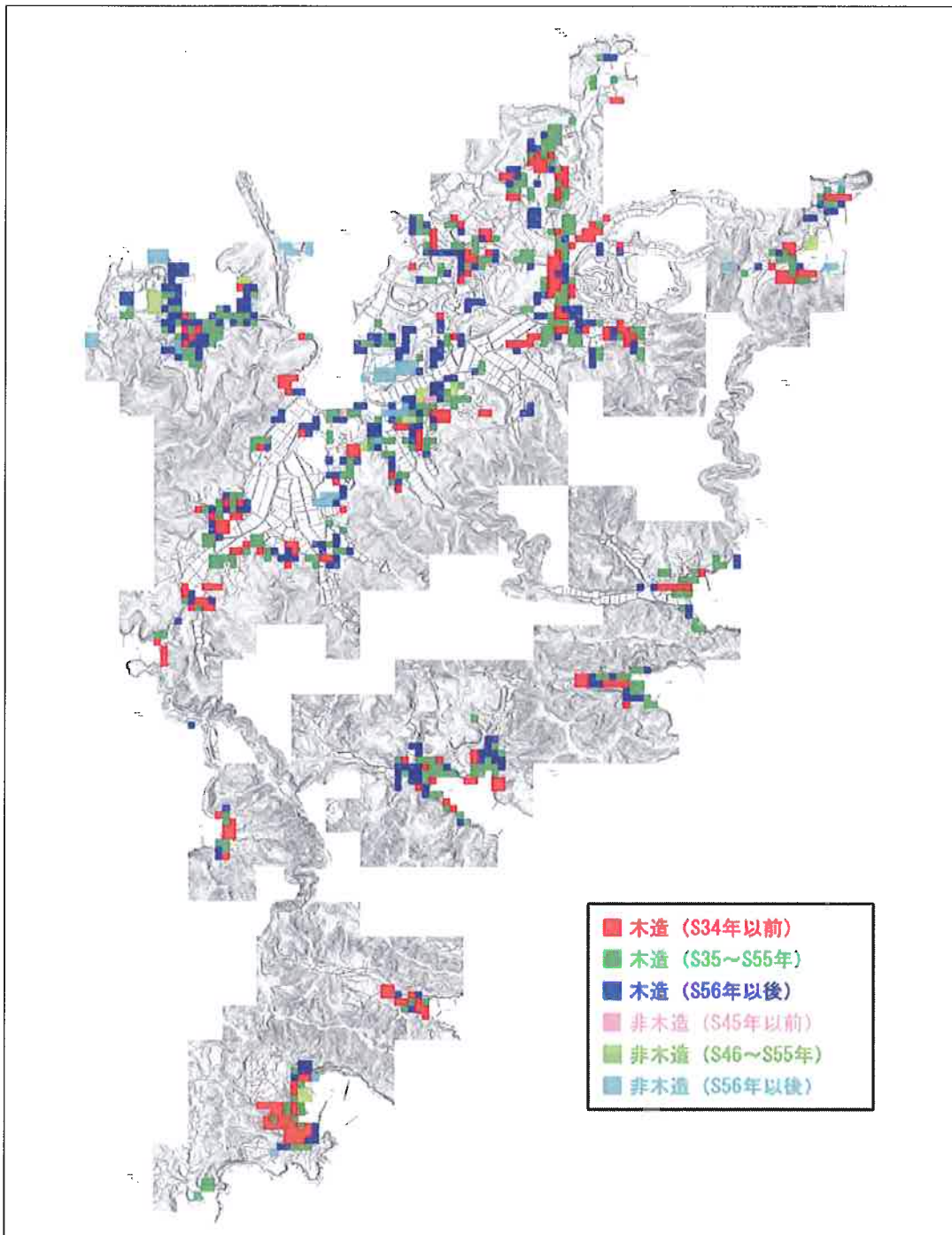


図2-5 構造別耐震化マップ

(3) 地域の危険度マップ作成

町内で想定される地震が発生した場合、住んでいる地域や職場などの生活の場の危険度を認識してもらうために、危険度マップを作成した。このマップを通じて、市民と行政が協同して地震による被害を軽減させていくことを目的とする。

なお、危険度マップは一定の仮定及び条件を元に推定したもので、本町で地震が発生した場合に、表示されたとおりの状況が実際に発生することを示すものではなく、地震の震源や深さ、希望及び地震発生時の自然条件により、図上で危険が少ないと考えられる地域でも危険な状態になることも考えられるということに注意が必要である。

①地域の危険度マップにおける建物区分を指定

地域の危険度は、50mメッシュ内における建物を構造別・建築年別に分類したものに對し、地震防災マップ作成技術資料の「計測震度別建物全壊率関係表（構造別・建築年別）」の係数を乗じて計測した結果を相対的に表示する。

※分類は、木造（S34年以前、S35からS55年、S56年以降）の3種類と、非木造（S46年以前、S47年からS55年、S56年以降）の3種類、計6種の分類とする。

②揺れやすさの設定

地域の危険度を算定するための「揺れやすさ」の想定は、①想定される震度を基準に、②地表地盤の揺れやすさを加え設定する。

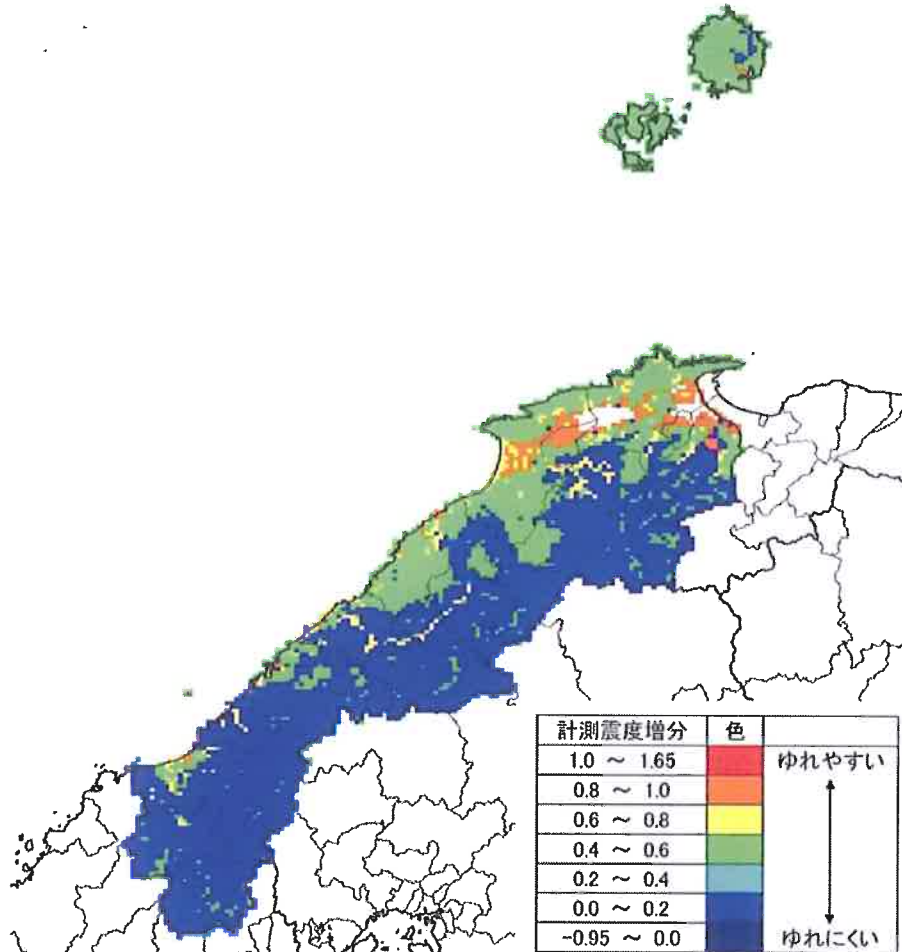
■想定される震度

想定される震度は、「平成8年度島根県地震被害想定調査」の結果を用いると、海士町は4つの想定地震のいずれも震度4を表す。

■地表地盤の揺れやすさ

地表地盤の揺れやすさは、「地表地盤の揺れやすさ全国マップ」を用いる。これは、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が防災対策の検討のため、震度分布の推計等を行い作成したもの。（参考：内閣府ホームページ：地震対策/その他（過去の専門調査会・マニュアルなど）

海士町の場合、計測震度増分0.4~0.6となる。(一部に0.6~0.8あり)



- 1) 想定される震度より、海士町における4つの想定地震の最大震度は震度4
- 2) 計測震度増分より、海士町における計測震度増分の最大値0.6
 →1)と2)から 震度4 (計測震度4.4)に0.6を加算しても計測震度5.0
 で、震度5強としかならず

建物の全壊被害が発生する想定にはならない。

※参照 (表一計測震度一建物全壊率関係表 (構造別・建築年別))

③「ゆれ」の想定

前述した揺れやすさの設定では、

建物の全壊被害が発生する想定にはならない。



そこで、次の2点の理由から、想定する「ゆれ」を設定した。

- 理由1：住宅の耐震化促進を目的にした周知活動において
建物の全壊被害が発生する震度6弱以上を設定すること。
- 理由2：震度6弱が発生する確率については、地震調査研究推進本部による
「全国を概観した地震動予測地図」において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図（平均ケース）で確率>0であることから、想定値として妥当と判断した。



建物の全壊被害が発生する「震度6弱」の建物被害率を表示することとした。

※想定する計測震度は5.9を用いる。

④海士町地震防災マップ

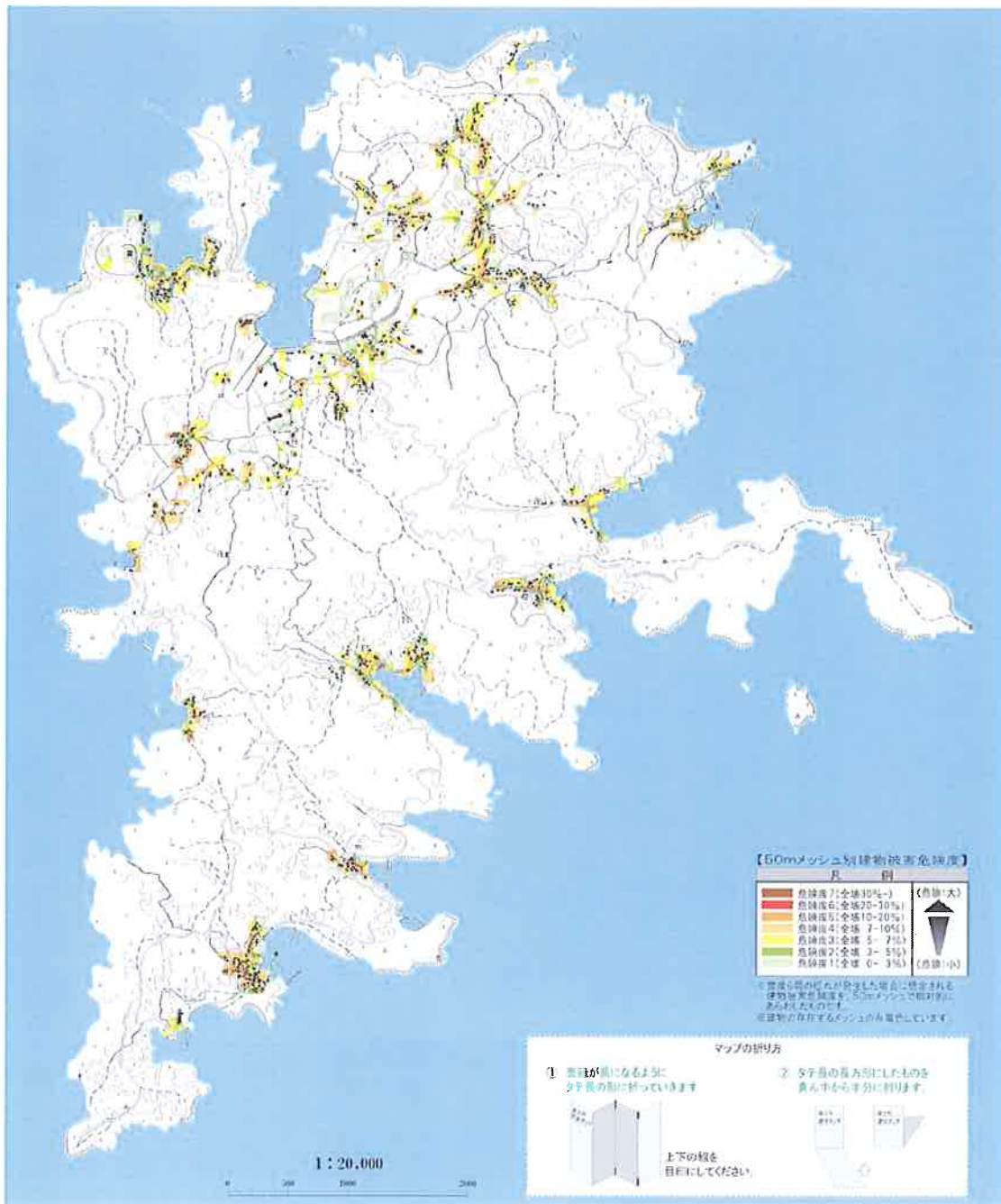


図2-6 危険度マップ

【資料】地震防災マップ作成技術 計測震度と建物全壊率の関係表

表 計測震度－建物全壊率関係表（構造別・建築年別）

震度階級	計測震度	木造建物の全壊率			非木造建物の全壊率			
		S34 以前	S35～S55	S56 以降	S46 以前	S47～S55	S56 以降	
震度5強	5.0	0	0	0	0	0	0	0.6 の場合
	5.1	0	0	0	0	0	0	
	5.2	0	0	0	0	0	0	0.8 の場合
	5.3	0	0	0	0	0	0	
	5.4	0	0	0	0	0	0	
震度6弱	5.5	0.003	0.002	0	0.002	0.002	0	
	5.6	0.008	0.006	0.001	0.004	0.004	0.001	
	5.7	0.021	0.014	0.002	0.007	0.006	0.001	
	5.8	0.048	0.03	0.004	0.012	0.01	0.002	
	5.9	0.097	0.059	0.009	0.02	0.017	0.004	
震度6強	6.0	0.177	0.106	0.015	0.031	0.026	0.006	
	6.1	0.289	0.174	0.027	0.048	0.039	0.01	
	6.2	0.427	0.266	0.044	0.072	0.058	0.015	
	6.3	0.573	0.377	0.07	0.104	0.082	0.023	
	6.4	0.711	0.5	0.106	0.145	0.114	0.033	
震度7	6.5	0.823	0.623	0.153	0.195	0.154	0.048	
	6.6	0.903	0.734	0.213	0.255	0.202	0.067	
	6.7	0.952	0.826	0.285	0.323	0.258	0.091	
	6.8	0.979	0.894	0.367	0.397	0.322	0.122	
	6.9	0.992	0.941	0.455	0.476	0.391	0.159	
	7.0	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202	
	7.1	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202	
	7.2	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202	
	7.3	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202	
	7.4	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202	
	7.5	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202	

※この表は、前頁の木造建物、非木造建物の全壊率曲線における被害率の値を、計測震度0.1刻みでまとめたものである。

2-4. 建築物の耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅の現状と目標

平成 21 年度末における住宅の耐震化率（現状）と、目標年度である平成 27 年度末の耐震化率（目標値）について推計した結果を示す。なお、本町においては、平成 27 年度末に達成すべき耐震化率を 50%としている。（本推計においては、固定資産台帳データを活用）

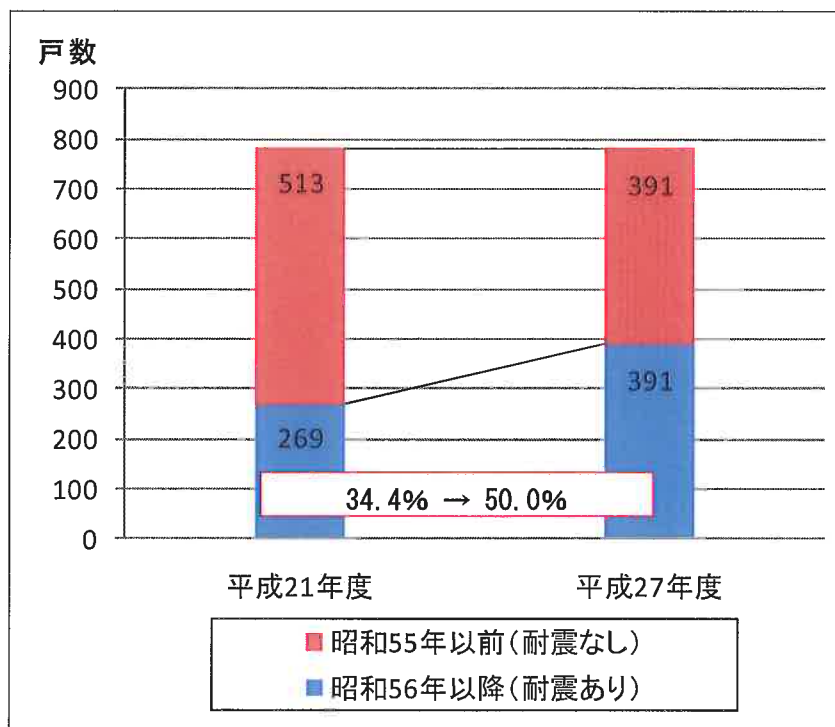


図 2-7 住宅の耐震化率推計結果

表 2-5 住宅の耐震化率推計の内訳

	昭和 56 年以降 の住宅①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅数 ③=①+②	耐震化率 ④=①/③
平成 21 年度末	269	513	782	34.4%
平成 27 年度末 (目標値)	391	391	782	50.0%

平成 21 年度末における住宅の耐震化率は 34.4%である。この耐震化率を目標値の 50%にするためには、平成 27 年度末に耐震構造物 269 戸から 391 戸に引き上げる必要がある。これは、平成 22 年から平成 27 年にかけて、122 戸の耐震改修行っていく必要があるという推計となる。

(2) 特定建築物の現状と目標

①特定建築物の現状と目標

1) 民間と公共建築物の現状と目標

多数のものが利用する特定建築物の現状の耐震化率は58.3%となる。そのうち、災害時の拠点となる施設については50.0%、不特定多数のものが利用する特定建築物については75.0%という現状である。今後平成27年度末までに、災害時の拠点となる建築物の耐震化率を100%にすることを目標とする。

表2-6 多数のものが利用する特定建築物（民間、公共）の現状

用途	建築物数	昭和56年 6月以降	昭和55年 5月以前	③のうち 耐震性あり	耐震性 あり	耐震化率 (%)
	(戸)	(戸)	(戸)		(戸)	
	①= ②+③	②	③	④	⑤= ②+④	⑤= ⑤/①
多数の者が利用する特定建築物(全体)	12	7	5	0	7	58.3%
災害時の拠点 となる建築物	8	4	4	0	4	50.0%
不特定多数のものが 利用する建築物	4	3	1	0	3	75.0%
特定多数のものが 利用する建築物	0	0	0	0	0	-

2) 町有建築物における特定建築物の現状

平成20年度末時点で本町の所有する建築物について、昭和56年6月1日以降の建築物及び昭和56年5月31日以前に建てられた建築物について耐震改修を行い、現行基準を満たす建築物を“耐震性あり”として算出した結果、本町の所有する建築物の中で、法的条件である特定建築物の耐震化率は63.6%であった。今後平成27年度末までに、災害時の拠点となる建築物の耐震化率を100%にすることを目標とする。

表2-7 多数のものが利用する特定建築物（町有）の現状

用途	建築物数	昭和56年6月以降	昭和55年5月以前	③のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)
	①=②+③	②	③	④	⑤=②+④	⑤=⑤/①
多数の者が利用する特定建築物(全体)	11	7	4	0	7	63.6%
災害時の拠点となる建築物	7	4	3	0	4	57.1%
不特定多数のものが利用する建築物	4	3	1	0	3	75.0%
特定多数のものが利用する建築物	0	0	0	0	0	-

3) 町有建築物における特定建築物に該当しない防災上重要な施設の耐震化の現状

町有建築物のうち特定建築物条件には該当しないが、避難所などに指定されている防災上重要な建築物については、現状のままで現行の耐震基準をすべての該当する建築物が満たしている。

表2-8 防災上重要な建築物（町有）

用途	建築物数	昭和56年6月以降	昭和55年5月以前	③のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)
	①=②+③	②	③	④	⑤=②+④	⑤=⑤/①
防災拠点施設	14	14	0	0	14	100.0%
宇受賀公民館	崎文化センター	豊田公民館	日須賀公民館			
多井公民館	諏訪会館	西公民館	福井公民館			
御波公民館	知々井公民館	東公民館				
北分公民館	天川会館	菱浦公民館				

4) 町有建築物の目標（特定建築物及び防災上重要な施設）

町有建築物は緊急時に拠点となる施設が多いことから、特定建築物および防災上重要な施設に指定されているものについて平成27年度末における耐震化率の目標値を100%に設定する。町有建築物における特定建築物及び防災上重要な施設について、今後の6年間で効率的な耐震化事業を行っていくために優先度の設定を行った。優先度の設定にあたり考慮した事項は以下のとおりである。下記の項目について、該当する事項が多いほど優先度を高く設定し、優先度の高いものほど耐震化事業を早急に行う必要がある。

前提条件：昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されている建築物

【施設特性】

(1) 特定建築物要件に該当する建築物

- ・多数のものが利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）
 - ・緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建築物（耐震改修促進法第6条第3号）
- ※耐震改修促進法第6条第2号危険物の貯蔵施設については、町有建築物の中に該当する建築物はない。（町有建築物調査時に確認（消防本部にて））

(2) 防災上重要な建築物

- ・災害対策本部施設（庁舎、消防署等）
- ・医療救護活動施設（病院等）
- ・避難収容施設（学校、幼稚園、公民館、体育館等）
- ・応急対策活動施設（消防機庫等）
- ・社会福祉施設等（児童・生涯・老人福祉施設等）

5) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状と目標

（耐震改修促進法第6条第2号）

下表に海士町内にある耐震改修促進法第6条第2号に該当する建築物数について示す。下表により、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は耐震化を行わなくても、現状のままで現行の耐震基準をすべての該当する建築物が満たしている。

表2-9 第6条第2号に該当する建築物の現状の耐震化率

用途	建築物数	昭和56年 6月以降	昭和55年 5月以前	③のうち 耐震性あり	耐震性 あり	耐震化率 (%)
	(戸)	(戸)	(戸)		(戸)	
	①= ②+③	②	③	④	⑤= ②+④	⑤= ⑤/①
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する特定建築物	3	3	0	0	3	100.0%

6) 通行を確保すべき道路沿いの建築物（耐震改修促進法第6条第3号）

地震時に多数のものが避難や災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」が定められている。海士町内で地震による被害が起きた場合に建築物の倒壊などにより緊急物資の運搬や地域住民の避難路となる道路を閉鎖する事を未然に防止するために、緊急輸送道路沿いの建築物について耐震化を図る必要がある。これらの建築物のうち、特定建築物に該当する建築物について平成27年度末に耐震化率を100%にすることを目標とする。これまでに耐震診断を行った履歴がないため、特定建築物に該当する建築物のうち昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されている建築物に対して、耐震診断を行い、耐震性に欠けると判断された建築物については耐震化を図っていく必要がある。緊急輸送道路沿いの建築物のうち特定建築物に該当する条件は下図で示したとおりである。海士町内の緊急輸送道路沿いの建築物数は下表のとおりである。

表2-10 第6条第3号に該当する建築物数

機能区分	幅員	建築物数	計	合計
第1次	12m以上	0	0	12
	6～12m	0		
	6m未満	0		
第2次	12m以上	0	12	
	6～12m	0		
	6m未満	12		
第3次	12m以上	0	0	
	6～12m	0		
	6m未満	0		

- ・第1次緊急輸送道路ネットワーク
県庁所在地、地方中心都市庁舎及び空港、重要港湾を連絡する道路。
- ・第2次緊急輸送道路ネットワーク
第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。
- ・第3次緊急輸送道路ネットワーク
上記以外で、地震防災対策上重要な施設を連絡する道路1：安全で快適な通行空間の確保



図 2-8 緊急輸送道路沿いの建築物

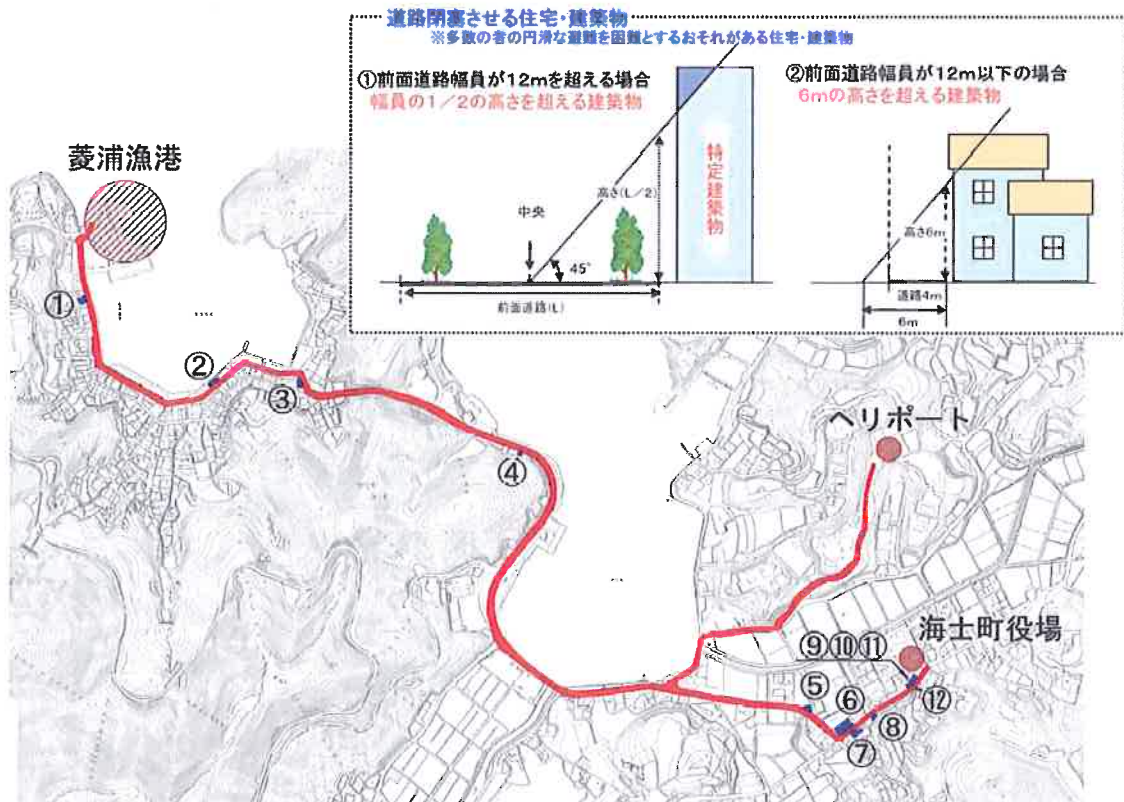


図2-9 緊急輸送道路沿いの建築物
(前面道路幅員が12m以下の場合、6mの高さを超える建築物)



①民家



③店舗



④民家



⑤店舗



⑥事務所



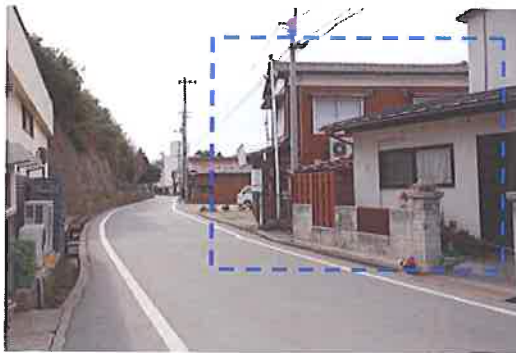
⑥事務所



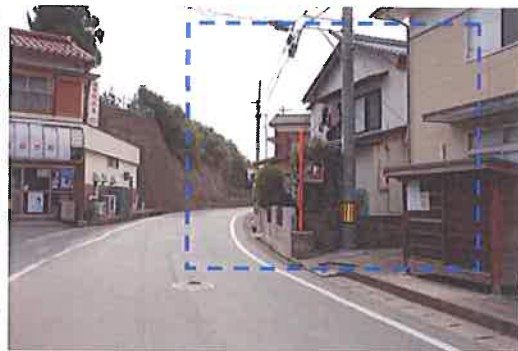
⑦店舗



⑧民家



⑨民家



⑩民家



⑪事務所



⑫店舗